

キルギス投資・企業活動関連法

(3) キルギス共和国法「企業主体に対する監査の実施手順について」(仮訳)

ピシケク市 2007年5月25日付第72号

キルギス共和国法
「企業主体に対する監査の実施手順について」

参照：キルギス共和国大統領令 2007年7月2日付第330号「企業主体に対する監査の実施手順に係る改善措置について」

キルギス共和国政府決定 2007年11月6日付第533号「企業主体に対する監査の実施手順、および、企業主体に対して監査を実施する権利を有する委任を受けた機関の目録の確定について」

キルギス共和国議会決定 2008年6月20日付第553号 - 「企業主体に対して監査を実施する権利を有する委任を受けた機関の目録の承認について」

第1章 総則

第2章 監査の実施手順

第3章 監査の実施における双方の権利、義務、責任

本法は、委任を受けた機関による企業主体に対する監査の実施手順を定めると共に、監査の実施に関連した事柄について、委任を受けた機関および企業主体の権利および義務を確定し、また企業主体の活動に対する違法介入がなされた場合における、企業主体の権利保護を確定するものである。

第1章 総則

第1条 本法の適用範囲

1. 本法は、キルギス共和国の法律により監査実施の権限が定められた委任を受けた機関、および、キルギス共和国の法令に従い、その活動が監査対象となっている企業主体について、規制するものである。

2. 委任を受けた機関は、本法の規定に基づいた監査の実施に係る活動を規制する規範的文書を立案および採択しなければならない。

3. 然るべき手続きに従い批准されたキルギス共和国の国際協定が、本法とは異なる規定を定めているとき、国際協定の規定が適用される。

第2条 本法で使用される主な用語

委任を受けた機関とは、キルギス共和国政府が立案し、キルギス共和国議会が承認する目録に記載された、企業主体に対する監査の実施についてキルギス共和国の法律により委任を受けた、行政機関および地方自治体機関のことである。

参照：キルギス共和国議会決定 2008 年 6 月 20 日付第 553 号 - 「企業主体に対して監査を実施する権利を有する委任を受けた機関の目録の承認について」

監査とは、企業主体の活動を規制するキルギス共和国の法令を企業主体が遵守しているかに対する、国家による管理または監督の任意の形態をいう。

定期監査とは、委任を受けた機関により承認された、企業主体の活動に対する監査の実施計画に従い、委任を受けた機関が実施する監査のことをいう。

不定期監査とは、本法第7条が定める事由に基づき実施される、企業主体の活動に対する監査をいう。

反対監査とは、定期税務監査の実施に際して税務局機関が必要と判断したとき、第三者に対して税務局により実施される監査をいう。これには他国の税務機関からの照会に基づくもの、納税者と当該者により実施される取引に直接関係した個別書類の監査も含まれる。

管理監査とは、先の監査で指摘された違反が、企業主体により排除されたかに対する監査をいう。

再監査とは、定期監査の結果に対する企業主体の不服申し立てに基づいて、および、実施された定期監査に関連して、文書に反映されていない、もしくは、反映されているか定かでない幾つかの事柄を確認するために、実施される監査をいう。

企業主体とは、キルギス共和国の法令の定める手続きに従い登記された、法人、個人事業者、支店および代表部のことである。

第3条 企業主体の活動に対する監査の実施に係る基本原則

委任を受けた機関による企業主体に対する監査の実施に係る基本原則は、次の通りである。

- ・ 企業主体の誠実性の推定。
- ・ 義務規定を定めるキルギス共和国の法令の矛盾および曖昧さが、企業主体の利益に反して利用されてはならない。
- ・ 企業主体がその活動において他の法規に反する法規を適用したとき、その行為は妥当なものであり違法とは見なされない。
- ・ 企業主体の活動に対する不介入。
- ・ 委任を受けた機関の活動における合法性、客観性、公開性。
- ・ 監査を実施する際に、官庁および官庁間の管理および監督と同じことを繰り返さない。
- ・ 委任を受けた機関による監査の実施に係る資金源は国家予算のみである。
- ・ 監査対象となる義務規定は、法律によってのみ定められる。
- ・ その遵守が監査対象となる義務規定を定めるキルギス共和国の規範的文書について、委任を受けた機関は企業主体に必ず知らせる。
- ・ 監査の実施における継続性および迅速性。つまり、定められた期限内に、できる限り早く全ての監査を実現する。

第4条 監査の実施における制限

委任を受けた機関およびその公職者には、次が禁じられる。

- ・ 監査の実施に際して、企業主体から罰金およびその他の支払いを現金で直接徴収すること。全ての支払いは、然るべき決済口座および出納・金融機関を通じてのみ行われるものとする。
- ・ 監査の実施により国庫収入となる金銭的および行政的制裁およびその他の支払いの金額

から、一部を差し引いて受けること。

- ・ 監査に関係しない書類および説明の提出を要求すること。
- ・ キルギス共和国の法令に違反して得られた企業主体に関する情報を、収集、保管、利用、公開すること。
- ・ キルギス共和国の法律で定められた場合を除き、監査実施の結果として得られた、国家機密、企業秘密、法律で保護されているその他の秘密に該当する情報を公開すること。

第2章 監査の実施手順

第5条 監査の種類

本法に従い、次の種類の監査が行われる。

- ・ 定期監査。
- ・ 不定期監査。
- ・ 反対監査。
- ・ 管理監査。
- ・ 再監査。

第6条 定期監査

1. 定期監査は、委任を受けた機関により承認された、企業主体の活動に対する監査の実施計画に従い、委任を受けた機関が実施する。

2. 企業主体に対する定期監査の実施は、1年間に1回までとする。

前回の監査が完了した日より、企業主体の活動は定期監査により把握される。

3. 企業主体に対する定期監査の実施については、監査の実施を開始する10日前までに、書面で通告されなければならない。

4. 様々なカテゴリーの人々の健康および生命の保護、環境保護、動植物の健康および生命の保護、製品のユーザーを誤解させる行為の予防に関して、完全確保の規定の企業主体による遵守

に関係した定期監査の特徴は、技術規則により定められる。

第7条 不定期監査

1. 不定期監査は、次の場合に実施される。

- ・ 委任を受けた機関が、監査の実施に関する企業主体の申請を受けたとき。
- ・ 委任を受けた機関が、キルギス共和国の法令の規定を企業主体が違反した事実に関する情報を得たとき。
- ・ 人々の健康および生命、財産、環境に被害をもたらさうる、企業主体による製造工程への違反、装置ないし機械の故障、事故の発生に際して。
- ・ 委任を受けた機関が、申請人の権利および利益への企業主体による侵害に関する書類、資料、その他の裏付け情報が添付された、自然人または法人の書面による申請を受けたとき。

2. 管理・監督機関に訴えた者の氏名および所在地が特定できない申請は、監査を実施する根拠とはなり得ない。

3. 不定期監査は、委任を受けた機関の指令（命令、指示）に基づき、3日以内に実施される。

第8条 反対監査

1. 定期税務監査の実施に際して、第三者と関係した納税者の活動に関する情報を得る必要が税務機関に生じたとき、税務機関は、監査される納税者の活動に関する書類を、この第三者に対して求めることができる。

2. 反対監査の目的は、税金および納付金に関する法令の納税者による遵守を管理することである。

3. 反対監査の対象は、企業取引や特定の取引が行われた事実、または、その他の情報を明らかにすることを目的とする、監査される納税者の契約当事者である自然人および法人の情報および書類である。

4. 反対監査は、税法および本法に従った定期税務監査の枠内および期日内において実施される。

5. 反対監査の指定に際しては、監査される者、監査に係る書類および(または)質問が、指令書に記載される。

第9条 管理監査

管理監査は、前回の監査で指摘された違反が企業主体により排除されたことを確かめる目的で実施される。

管理監査は、指摘された違反を排除するために企業主体に提示された期限が経過した後にのみ実施できる。

第10条 再監査

1. 再監査は、企業主体が監査結果に同意しない場合に限り実施される。再監査を実施するための根拠となるのは、委任を受けた機関への、監査を受けた者による、監査結果に対する不服申し立てである。

委任を受けた機関は、企業主体の不服申し立てを30日以内に検討し、正当な決定を下さなければならない。

2. 再監査は、本法第12条第2項および第3項に定められた規定に従い、実施される。

3. 再監査を実施するとき、定期監査の全ての事項について監査を実施することは禁じられる。再監査の対象となるのは、不服が申し立てられた定期監査の結果のみである。

第11条 監査の実施手順

1. 定期監査および不定期監査は、企業主体によるキルギス共和国の法令遵守を管理する目的で実施されるものであり、事業者に対して金銭的制裁またはその他の制裁を科す目的を有するものではない。

2. 定期監査の実施過程で法令に対する違反が見つかったとき、監査機関の公職者は、違反内容を企業主体に説明しなければならず、違反の排除が人々の健康および生命の保護に関する安全確保に影響を与える場合は3日以内、その他の場合は30日以内に、企業主体は違反を排除する

という義務が記された、書面による警告を企業主体に対して提示する権利のみを有する。

3. 本条第 2 項に示された期限の後、委任を受けた機関は管理監査を実施する。管理監査は、定期監査で見つかった違反が企業主体により排除されたことを確認する目的においてのみ実施され、この課題の枠を超えることはない。

管理監査の実施過程で、違反の排除されていない事実が見つかった場合、委任を受けた機関の公職者は、キルギス共和国の法令に従い、企業主体に対する措置を確定する。

4. 本条の規範は、本法第 7 条第 1 項および第 2 項に示された不定期監査に対して適用される。

5. 同じ監査対象について複数の国家機関が企業主体を監査することは認められない。

6. 定期監査が実施された日から 3 年を経過した後に、この定期監査で把握された期間の企業主体の活動を監査することは禁じられる。

第 12 条 委任を受けた機関による監査の実施を組織する手順

1. 企業主体の活動に対する監査は、委任を受けた機関の公職者により実施される。

2. 企業主体の活動に対する監査は、委任を受けた機関の指令（命令、指示）に基づき実施される。

指令（命令、指示）には、次が記載される。

- ・ 監査の実施に関する指令（命令、指示）の番号および日付。
- ・ 委任を受けた機関の名称。
- ・ 監査を実施するよう委任された公職者の氏名。
- ・ 監査を受ける企業主体の名称および住所、または、個人事業者の氏名。
- ・ 実施される監査の目的および対象。
- ・ 監査実施の法的根拠。
- ・ 監査の開始日および終了日。

3. 監査の実施に関する 2 部からなる指令（命令、指示）は、委任を受けた機関の指導者の署名および公印により証明される。監査の実施に加われるのは、指令（命令、指示）に示された者

のみである。

4. 企業主体の活動に対する監査の実施期間は、30 暦日を超えてはならない。この期間は、監査を実施する、委任を受けた機関の指導者の書面による指令に基づき、例外的に延長されうるが、10 日以内 1 回限りとする。

監査期間を延長する決定については、裁判所に不服申し立てをすることができる。

第 13 条 検査官監査簿

1. 委任を受けた機関により実施された企業主体に対する監査は、検査官監査簿に記録される。

2. 委任を受けた機関の公職者は、監査の実施を開始するとき、検査官監査簿に次を記帳しなければならない。

- ・ 国家機関の名称。
- ・ 監査実施の開始日および終了日。
- ・ 監査の対象および根拠。
- ・ 監査を実施する公職者の氏名、役職、および、その署名。

3. 企業主体に検査官監査簿がない場合には、監査文書または報告書に然るべき署名がなされる。

4. 検査官監査簿の書式、および、実施される監査の検査官監査簿への登録手順は、キルギス共和国政府により定められる。

第 14 条 監査の実施を目的とした敷地または建物への進入

1. 委任を受けた機関の公職者が企業主体の敷地または建物に侵入するとき、この公職者は、身分証明書、および、企業主体に対する監査の実施に関する委任を受けた機関の指導者による指令（命令、指示）を提示する。

2. 企業主体の営業時間外に、また、本法の規定に違反して、委任を受けた機関の公職者が企業主体の敷地または建物に侵入することは認められない。

第 15 条 監査結果の作成手順

1. 監査をおこなった委任を受けた機関の公職者は、監査結果について、所定の書式による文書を2部作成する。

文書には、次が記載される。

- ・ 文書が作成された日付、時間、場所。
- ・ 委任を受けた機関の名称。
- ・ 監査を実施する根拠となった、指令（命令、指示）の日付および番号。
- ・ 監査を実施した公職者の氏名、身分証明書番号、役職。
- ・ 監査を受けた企業主体の名称および住所、または、個人事業者の氏名。
- ・ 監査が実施された日付、時間、場所。
- ・ 見つかった違反を含む、監査結果に関する情報。
- ・ 企業主体の代表者、または、個人事業者が、監査結果に目を通した、または、目を通すことを拒んだことに関する情報。これらの者の署名。
- ・ 監査を実施した公職者の署名。

文書には、実施された調査、標本（試料）の採取に関する文書、実施された試験および鑑定の報告書が添付される。

2. 添付のコピーを添えた文書の1部は、署名された上で、企業主体の指導者または他の全権代表に手交、または、郵便にて送付される。

監査結果に関係なく、文書は、監査人、企業主体の指導者または他の全権代表により署名される。文書に記載された事実と同意しないとき、企業主体の指導者またはその全権代表は、文書に署名した上で、異議のある旨を記述しなければならない。企業主体は、書面による説明、および、異議の事由を記した書類を、文書を受けた時点から10日以内に、委任を受けた機関に宛てて送付する。

3. 違反が見つかった場合、行政責任に関するキルギス共和国の法令が定める手順に従い、監査をおこなう公職者により報告書が作成される。

4. 監査実施の結果として得られた、国家機密、企業秘密、法律で保護されているその他の秘密に該当する情報を内容として含む監査結果は、キルギス共和国の然るべき法律が定める規定を遵守して、作成される。

第3章 監査の実施における双方の権利、義務、責任

第16条 委任を受けた機関および監査をおこなう公職者の義務および権利

1. 委任を受けた機関は、次の義務を負う。
 - ・ 国家予算から監査への融資を調達する。
 - ・ 企業主体の所在地、または、企業活動が行われている場所で、監査を実施する。
 - ・ 監査に関する規定を定めるキルギス共和国の法令の矛盾および曖昧さを、企業主体の利益に反して利用しない。
 - ・ 監査に関するキルギス共和国の法令の規定について、正しい履行を企業主体に説明する。

2. 監査を実施する公職者は、次の義務を負う。
 - ・ 身分証明書を提示し、監査の実施に関する指令（命令、指示）を企業主体に1部手交する。
 - ・ 実施された監査を、検査官監査記録簿に記帳する。
 - ・ キルギス共和国の法令および監査の実施に関する指令（命令、指示）に厳格に従った監査を実施する。
 - ・ 企業主体の営業時間に、その全権代表が居合わせるとき、監査を実施する。
 - ・ 監査対象に関係する書類およびその他の資料を要求する。
 - ・ 監査を実施する上で必要最小限の量の標本（試料）を採取する。
 - ・ 企業主体の求めに応じ、監査を実施する根拠となった規範的文書を提供する。
 - ・ 監査の過程で見つかった違反を、キルギス共和国の法令の規定（規範）で裏付ける。
 - ・ 機密情報、および、監査の結果として得られた、公開することで企業主体に被害をもたらしうる情報を公開しない。

3. 監査を実施する公職者は、次の権利を有する。
 - ・ 企業主体に対して書類を要求し、監査の実施に直接関係する事柄に関する情報および説明を得る。
 - ・ 必要に応じて、抜き書きをし、書類のコピーを取る。

- ・ 建物、設備、その他の財産の検査を実施する。但し、こうした検査が監査の実施に係るものである場合に限る。
- ・ 製造工程を観察する。但し、監査が技術的要求事項の遵守に係る場合に限る。
- ・ 企業主体が監査人の正当な要求を遂行することを拒否したとき、また、キルギス共和国の法令の規定が違反されたとき、企業主体の役職者の責任を追求する措置を適用する。

4. 監査を実施する公職者には、次のことが禁じられる。

- ・ 監査の実施に対して、企業主体から何らかの報酬を得る、または、これを要求すること。
- ・ 企業主体に違反が存在する事実を、その活動に介入する根拠として利用すること。

第 17 条 監査の実施における企業主体の義務および権利

1. 企業主体は、次の義務を負う。

- ・ 監査を実施する公職者の正当な要求に従い、監査を実施する上で必要な書類およびその他の資料を提出する。
- ・ 監査を実施する公職者に協力する。

2. 企業主体は、次の権利を有する。

- ・ 監査を実施する公職者に対して、身分証明書、および、監査を実施する根拠である書類の提示を求める。
- ・ 権限を有さない者を監査に参加させない。
- ・ 監査を実施する公職者の要求が監査対象に無関係であるとき、この公職者の要求を遂行しない。
- ・ 実施された監査について検査官監査記録簿に記帳するよう、監査を実施する公職者に要求する。
- ・ 監査を実施する公職者から、監査の実施に対する指令（命令、指示）のコピー、また、監査結果を反映する書類 1 部を受け取る。
- ・ 委任を受けた上級機関または裁判所に、監査結果の不服申し立てをする。

第 18 条 監査の実施に際して見つかった違反の事実に基づき適用される措置

1. キルギス共和国の法令の規定に対する企業主体の違反が、監査の実施過程で見つかったと

き、委任を受けた機関はその権限の範囲内で、見つかった違反を排除する措置、人々の健康および生命、その財産、環境に被害をもたらす可能性を防止する措置、また、違反を許した者の責任を追求する措置を適用しなければならない。

2. 監査の実施に際して、商品（業務、役務）が、ユーザーの生命、健康、財産、および、環境に、被害をもたらすことが立証されるとき、委任を受けた機関は、被害を防止する措置を適用し、また、任意の可能な方法で、危険な商品（業務、役務）に関する情報をユーザーに知らせなければならない。

第 19 条 監査の実施における企業主体の権利の国家による保護

監査の実施における企業主体の権利は、行政および（または）裁判により保護される。

監査を実施する公職者の行為、および、委任を受けた機関の決定については、委任を受けた上級機関、検察機関、または、直に裁判所に、キルギス共和国の法令が定める手順に従い、不服申し立てをすることができる。

罰金の形での懲戒処分に関する、委任を受けた機関の決定に対して、企業主体による不服申し立てがなされたとき、不服申し立てが本質的に解決されるまで、この徴収は停止される。

第 20 条 監査の実施における委任を受けた機関の責任

1. 委任を受けた国家機関、および、その公職者は、監査を実施する際に自らの役割および職務を悪用したとき、また、違法な行為（不行為）をおこなったとき、キルギス共和国の法令に従い、責任を負う。

2. 企業主体の監査の実施に際して、違法な行為（不行為）をおこなった、委任を受けた国家機関の公職者は、その罪が裁判により確定した後、3 年間、委任を受けた国家機関において何らかの役職に就くことができない。

3. 企業主体がキルギス共和国の法令に違反したとする監査結果が裁判で否定されたとき、これは監査を実施した者をその役職から解任する根拠となる。

4. キルギス共和国の法令に違反した公職者に対して適用された措置について、委任を受けた国

家機関は、権利および正当な利益を侵害された企業主体に、1 カ月以内に伝えなければならない。

5. 企業主体の権利を侵害した、委任を受けた国家機関、ないし、その公職者の違法行為により、また、キルギス共和国の法令に定められた義務を、委任を受けた国家機関、ないし、その公職者が、企業主体に対して然るべく遂行したことにより、企業主体が被った損失（逸失利益を含む）は、当該公職者による補償の対象となる。

第 21 条 監査の実施における企業主体の権利の社会的保護

1. 組織は、法的組織形態に関係なく、定款規定に従い、本法に基づいた企業主体の権利および正当な利益を守る権利を有する。

2. 組織は、委任を受けた機関によるキルギス共和国の法令に反する規範的文書に対する異議申し立てを、検察機関に要請する権利を有する。

3. 組織は、企業主体の権利および正当な利益の保護、また、企業主体の特定されない対象の保護について、裁判所に訴える権利を有する。

第 22 条 最終規定

1. 本法は、公布された時点より 3 カ月を経て効力を発する。

Erkintoo 紙 2007 年 6 月 8 日付第 41 号により公布。

2. キルギス共和国政府および委任を受けた機関は、本法が発効するまでに、

- ・ その規範的文書を本法に適合させるものとする。
- ・ 本法の遂行に必要な規範的文書を新たに採択するものとする。

3. キルギス共和国政府は、承認を受けるため、本法が発効した時点より 6 カ月以内に、本法の採択に関連したキルギス共和国の立法機関制定法の改正および追加に関する法案、および、企業主体の監査を実施する委任を受けた機関の目録を、然るべき手続きに従い、キルギス共和国議会に提出する。

参照：キルギス共和国議会決定 2008 年 6 月 20 日付第 553 - 号「企業主体に対して監査を実施する権利を有する委任を受けた機関の目録の承認について」

キルギス共和国大統領 K . バキエフ

2007 年 3 月 27 日

キルギス共和国議会承認